

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年五月二十日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十三番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百十九番五地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十三番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十八番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十九番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番十七地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六八十四番地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
十四・〇 六十二・〇 七十・〇 十七・三二 五十・六二 二十三・〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
二・九 三・一〇三・九 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番三地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番二一地从先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番六地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字一本松百三十一地从先まで						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十七番地先まで						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番二地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保十八番地二先まで						
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番五地先まで						
十五・三〇						六・〇
十四・八〇						六・〇
十五・六〇						六・〇
二十六・八五						六・〇
十一・二〇						六・〇
四十二・二〇						六・〇

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百七十四番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百七十四番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十番二十一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十番十八地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十七・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇
	四・〇
	〇・二三